

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注													
訪問介護費又は民生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	-1/100	業務継続計画未策定減算	身体介護の(2)~(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算 ()	共生型訪問介護を行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算													
		(2) 20分以上30分未満 (244単位)																							
		(3) 30分以上1時間未満 (387単位)																							
		(4) 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに+82単位)																							
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位)											所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+55単位(119単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	特定事業所加算 () +20/100	特定事業所加算 () +10/100	特定事業所加算 () +3/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従事者基礎研修修了者を1名以上含む場合	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者修了者を1名以上含む場合	事業所同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	+15/100	+10/100	+5/100	
		(2) 45分以上 (220単位)																							
	ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)																								
	ニ 初回加算 (1回につき +200単位)																								
ホ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算 () (1回につき +100単位)																							
		(2) 生活機能向上連携加算 () (1回につき +200単位)																							
ヘ 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))																									
ト 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)																							
		(2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)																							

ニ 初回加算 (1回につき +200単位)	
ホ 生活機能向上連携加算	
(1) 生活機能向上連携加算 () (1回につき +100単位)	
(2) 生活機能向上連携加算 () (1回につき +200単位)	
ヘ 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))	
ト 認知症専門ケア加算	
(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)	
(2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)	

注	注
1. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 215 / 100.0)	注 所定単位数は、イからロまでに示した単位数の合計
2. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 214 / 100.0)	
3. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 213 / 100.0)	
4. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 212 / 100.0)	
5. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 211 / 100.0)	
6. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 210 / 100.0)	
7. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 209 / 100.0)	
8. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 208 / 100.0)	
9. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 207 / 100.0)	
10. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 206 / 100.0)	
11. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 205 / 100.0)	
12. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 204 / 100.0)	
13. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 203 / 100.0)	
14. 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 202 / 100.0)	

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算 (1日につき +3単位)
(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)
(2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算 (1回につき +44単位)
(1) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +44単位)
(2) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +36単位)
(3) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +12単位)

イ サービス提供体制強化加算	1) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位数 × 108 / 100.0)	注 所定単位数は、イからホまでにより算出した単位数の合計	
	2) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位数 × 94 / 100.0)		
	3) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位数 × 79 / 100.0)		
	4) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位数 × 63 / 100.0)		
	ロ サービス提供体制強化加算	一) 介護職員等処遇改善加算(一)		(1月につき +所定単位数 × 49 / 100.0)
		二) 介護職員等処遇改善加算(二)		(1月につき +所定単位数 × 34 / 100.0)
		三) 介護職員等処遇改善加算(三)		(1月につき +所定単位数 × 23 / 100.0)
		四) 介護職員等処遇改善加算(四)		(1月につき +所定単位数 × 19 / 100.0)
		五) 介護職員等処遇改善加算(五)		(1月につき +所定単位数 × 13 / 100.0)
		六) 介護職員等処遇改善加算(六)		(1月につき +所定単位数 × 7 / 100.0)
		七) 介護職員等処遇改善加算(七)		(1月につき +所定単位数 × 5 / 100.0)
		八) 介護職員等処遇改善加算(八)		(1月につき +所定単位数 × 3 / 100.0)
		九) 介護職員等処遇改善加算(九)		(1月につき +所定単位数 × 2 / 100.0)
		十) 介護職員等処遇改善加算(十)		(1月につき +所定単位数 × 1 / 100.0)
ハ サービス提供体制強化加算	十一) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位数 × 54 / 100.0)		
	十二) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位数 × 48 / 100.0)		
	十三) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位数 × 34 / 100.0)		
	十四) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位数 × 33 / 100.0)		

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+ 単位 所定単位数 + 単位
- 単位 所定単位数 - 単位
× /100 所定単位数 × /100
+ /100 所定単位数 + 所定単位数 × /100
- /100 所定単位数 - 所定単位数 × /100

3 訪問看護費

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	介護職員の 場合																	
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護員又は 看護員による訪問を行った場合算定可能 +110単位	2) 30分未満 +110単位	3) 35分以上1時間未満 +110単位	4) 1時間以上1時間30分未満 +110単位	5) 理学療法士、作業療法士又は看護職員 1日に2回を超えて実施する場合は110/100 +110単位	×90/100												
ロ 病院又は診療所 の場合	1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護員又は 看護員による訪問を行った場合算定可能 +110単位	2) 30分未満 +110単位	3) 35分以上1時間未満 +110単位	4) 1時間以上1時間30分未満 +110単位		×90/100												
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所の場合 (1月につき +110単位)	療養看護に よる訪問が 1回でもある 場合 ×90/100																	
ニ 初回加算	1) 看護加算 (1月につき +110単位)	2) 看護加算 (1月につき +110単位)																
ホ 遠隔時共同看護加算	(1月につき +600単位)																	
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)																	
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	1) 看護体制強化加算 (1月につき +550単位)	2) 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)																
チ 行政連携強化加算	(1月につき +100単位)(1月に1回算定)																	
サービス提供体制 強化加算	1) イ及びロを算定する 場合 二) サービス提供体制強化加算 (1月につき +3単位)	1) サービス提供体制強化加算 (1月につき +6単位)	2) サービス提供体制強化加算 (1月につき +3単位)															
	2) ハを算定する 場合 二) サービス提供体制強化加算 (1月につき +25単位)	1) サービス提供体制強化加算 (1月につき +6単位)	2) サービス提供体制強化加算 (1月につき +3単位)															

「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターゲツク加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所同一建物利用者又は同一建物利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算定額に算定額を加算する
1月以内の回数に限り算定可能(1月につき1回)に算定する
算定額が支給限度額を超えない範囲で算定する

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 333 単位	-1 / 133	-1 / 133	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の2人以上以上サービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1日につき + 200 単位	リハビリテーションマニファシメント(加算) 1月につき + 188 単位 リハビリテーションマニファシメント(加算) 1月につき + 213 単位	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意書の同意を提出し、同意書の日から31日以内の期間に1日につき + 270 単位	1日につき + 13 単位 (前掲) 日又は訪問回日(加算) 1月につき + 270 単位	1日につき + 8 単位 (前掲) 日又は訪問回日(加算) 1月につき + 270 単位	1回につき + 8 単位 選定(行)以外であって、入院していた医療機関の滞在からの帰院後に行われた利用者の場合は算定しない。
	介護老人保健施設の場合													
	介護医療院の場合													
ロ 遠隔訪問リハビリテーション費		1回につき 17 単位を加算												
ハ 移行支援加算		(1)につき 17 単位を加算												
ニ サービス提供体制強化加算		(1)につき + 6 単位												
		(2)につき + 3 単位												
<p>「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目</p> <p>「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入</p> <p>「業務終了(退室)後まで継続して行う場合は、1日につき + 100 単位を加算する。</p>														

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月4回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 + 133 単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 + 133 単位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 + 133 単位					
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 + 133 単位	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 + 133 単位	(3) (1)及び(2)以外の場合 + 133 単位				
							(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 + 133 単位
							(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 + 133 単位
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月1回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 + 133 単位	+ 100 単位			在宅での投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤師の費用に相当する必要医薬学的管理指導を行った場合 + 250 単位 + 150 単位	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 + 133 単位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 + 133 単位					
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 + 133 単位	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 + 133 単位	(三) (一)及び(二)以外の場合 + 133 単位	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) + 133 単位		
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 + 133 単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 + 133 単位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 + 133 単位					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 + 133 単位					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 + 133 単位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 + 133 単位					

ハ(1)～(3)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で鎮痛注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ニについて、計画的な管理を行うこと(1)医師が、当該利用者の急性健康状態(1)時に併発的な管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から30日間に亘って、また(1)回を限度として算定できる。
 ホについて、がん末期の患者については、月4回を限度として算定できる。

基本部分	利用者数の数を利用定員を超える場合	看護・介護職員の数が増えた場合	高齢者虐待防止措置実施減算	業務継続計画未定減算	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	感染症又は災害発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	8時間以上9時間未満の通所介護を行う場合	共生型通所介護を行う場合	生活相談員配置等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助加算	入浴介助加算	中重度者ケア体制加算	生活機能向上支援加算	生活機能向上支援加算	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算	ADL維持等加算	ADL維持等加算	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	科学的介護推進体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が指定されていない場合				
イ	(1) 3時間以上4時間未満	基本費1: 370 単位																																	
		基本費2: 423 単位																																	
	(2) 4時間以上5時間未満	基本費1: 388 単位																																	
		基本費2: 444 単位				×70/100																													
	(3) 5時間以上6時間未満	基本費1: 533 単位																																	
		基本費2: 588 単位																																	
ロ	(1) 3時間以上4時間未満	基本費1: 358 単位																																	
		基本費2: 409 単位																																	
	(2) 4時間以上5時間未満	基本費1: 462 単位																																	
		基本費2: 513 単位				×70/100																													
	(3) 5時間以上6時間未満	基本費1: 568 単位																																	
		基本費2: 623 単位																																	
ハ	(1) 3時間以上4時間未満	基本費1: 376 単位																																	
		基本費2: 430 単位																																	
	(2) 4時間以上5時間未満	基本費1: 486 単位																																	
		基本費2: 541 単位																																	
	(3) 5時間以上6時間未満	基本費1: 597 単位																																	
		基本費2: 654 単位																																	
ニ	(1) 3時間以上4時間未満	基本費1: 358 単位																																	
		基本費2: 409 単位																																	
	(2) 4時間以上5時間未満	基本費1: 462 単位																																	
		基本費2: 513 単位																																	
	(3) 5時間以上6時間未満	基本費1: 568 単位																																	
		基本費2: 623 単位																																	
ホ	(1) 3時間以上4時間未満	基本費1: 376 単位																																	
		基本費2: 430 単位																																	
	(2) 4時間以上5時間未満	基本費1: 486 単位																																	
		基本費2: 541 単位																																	
	(3) 5時間以上6時間未満	基本費1: 597 単位																																	
		基本費2: 654 単位																																	
ヘ	(1) 3時間以上4時間未満	基本費1: 358 単位																																	
		基本費2: 409 単位																																	
	(2) 4時間以上5時間未満	基本費1: 462 単位																																	
		基本費2: 513 単位																																	
	(3) 5時間以上6時間未満	基本費1: 568 単位																																	
		基本費2: 623 単位																																	

サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算	(1)回につき 22単位を加算
	(2) サービス提供体制強化加算	(1)回につき 18単位を加算
	(3) サービス提供体制強化加算	(1)回につき 6単位を加算

介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(2) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(3) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(4) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(5) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(6) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(7) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(8) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(9) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(10) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(11) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(12) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(13) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(14) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算
	(15) 介護職員処遇改善加算	(1)回につき 111単位を加算

事業所が、このサービス提供体制強化加算を併用する場合は、支給限度額を超えない範囲で、このサービス提供体制強化加算を併用する。	
介護職員処遇改善加算については、令和7年1月1日までの期間適用しない。	

感染症又は災害発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目と見なされる。支給限度管理の見方の際、このサービス提供体制強化加算は、支給限度額を超えない範囲で、このサービス提供体制強化加算を併用する。

業務継続計画未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための臨時の措置及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年1月1日までの期間適用しない。

介護職員処遇改善加算については、令和7年1月1日までの期間適用しない。

7 通所リハビリテーション費

基本部分		利用者の状況が異なる場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師の業務が基本に異なる場合	福祉用具のレンタル料	福祉用具の購入料	福祉用具の修繕料	福祉用具の廃棄料	福祉用具の処分料	福祉用具の搬入搬出料	福祉用具の点検料	福祉用具の清掃料	福祉用具の消毒料	福祉用具の洗浄料	福祉用具の乾燥料	福祉用具の保管料	福祉用具の管理料	福祉用具の維持料	福祉用具の更新料	福祉用具の廃止料	福祉用具の再入庫料	福祉用具の出庫料	福祉用具の貸与料	福祉用具の返却料	福祉用具の保証料	福祉用具の賠償料	福祉用具の保険料	福祉用具の税金	福祉用具のその他	福祉用具の備考								
施設又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 ()	260	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
		要介護2 ()	260																																		
		要介護3 ()	260																																		
		要介護4 ()	260																																		
		要介護5 ()	260																																		
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 ()	320																																		
		要介護2 ()	320																																		
		要介護3 ()	320																																		
		要介護4 ()	320																																		
		要介護5 ()	320																																		
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 ()	380																																		
		要介護2 ()	380																																		
		要介護3 ()	380																																		
		要介護4 ()	380																																		
		要介護5 ()	380																																		
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 ()	440																																		
		要介護2 ()	440																																		
		要介護3 ()	440																																		
		要介護4 ()	440																																		
		要介護5 ()	440																																		
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 ()	500																																		
		要介護2 ()	500																																		
		要介護3 ()	500																																		
		要介護4 ()	500																																		
		要介護5 ()	500																																		
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 ()	560																																		
		要介護2 ()	560																																		
		要介護3 ()	560																																		
		要介護4 ()	560																																		
		要介護5 ()	560																																		
(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 ()	620																																			
	要介護2 ()	620																																			
	要介護3 ()	620																																			
	要介護4 ()	620																																			
	要介護5 ()	620																																			
介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 ()	260	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
		要介護2 ()	260																																		
		要介護3 ()	260																																		
		要介護4 ()	260																																		
		要介護5 ()	260																																		
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 ()	320																																		
		要介護2 ()	320																																		
		要介護3 ()	320																																		
		要介護4 ()	320																																		
		要介護5 ()	320																																		
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 ()	380																																		
		要介護2 ()	380																																		
		要介護3 ()	380																																		
		要介護4 ()	380																																		
		要介護5 ()	380																																		
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 ()	440																																		
		要介護2 ()	440																																		
		要介護3 ()	440																																		
		要介護4 ()	440																																		
		要介護5 ()	440																																		
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 ()	500																																		
		要介護2 ()	500																																		
		要介護3 ()	500																																		
		要介護4 ()	500																																		
		要介護5 ()	500																																		
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 ()	560																																		
		要介護2 ()	560																																		
		要介護3 ()	560																																		
		要介護4 ()	560																																		
		要介護5 ()	560																																		
(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 ()	620																																			
	要介護2 ()	620																																			
	要介護3 ()	620																																			
	要介護4 ()	620																																			
	要介護5 ()	620																																			
介護医療院の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 ()	260	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	
		要介護2 ()	260																																		
		要介護3 ()	260																																		
		要介護4 ()	260																																		
		要介護5 ()	260																																		
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 ()	320																																		
		要介護2 ()	320																																		
		要介護3 ()	320																																		
		要介護4 ()	320																																		
		要介護5 ()	320																																		
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 ()	380																																		
		要介護2 ()	380																																		
		要介護3 ()	380																																		
		要介護4 ()	380																																		
		要介護5 ()	380																																		
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 ()	440																																		
		要介護2 ()	440																																		
		要介護3 ()	440																																		
		要介護4 ()	440																																		
		要介護5 ()	440																																		
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 ()	500																																		
		要介護2 ()	500																																		
		要介護3 ()	500																																		
		要介護4 ()	500																																		
		要介護5 ()	500																																		
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 ()	560																																		
		要介護2 ()	560																																		
		要介護3 ()	560																																		
		要介護4 ()	560																																		
		要介護5 ()	560																																		
(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 ()	620																																			
	要介護2 ()	620																																			
	要介護3 ()	620																																			
	要介護4 ()	620																																			
	要介護5 ()	620																																			

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			初療者の数及び入所患者の数の合計を算入する際の定員を超えない場合	活動のユニットワークをユニット別に配置していない等ユニットケアにおける体制が整備されている場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	部下職設備基準を満たさない場合	減算を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用受入加算	初療者に対して遠征を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(1)	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>	要介護1 705 単位 要介護2 756 単位 要介護3 806 単位 要介護4 857 単位 要介護5 908 単位	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき (7日額を限度)	1日につき +30単位 (2日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	1日につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 732 単位 要介護2 786 単位 要介護3 839 単位 要介護4 893 単位 要介護5 946 単位											
		c 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 723 単位 要介護2 775 単位 要介護3 827 単位 要介護4 879 単位 要介護5 932 単位											
		d 看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 723 単位 要介護2 775 単位 要介護3 827 単位 要介護4 879 単位 要介護5 932 単位											
		e 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 1,016 単位 要介護2 1,016 単位 要介護3 1,016 単位 要介護4 1,016 単位 要介護5 1,016 単位											
		f 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 835 単位 要介護2 888 単位 要介護3 941 単位 要介護4 994 単位 要介護5 1,045 単位											
		g 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>	要介護1 624 単位 要介護2 670 単位 要介護3 715 単位 要介護4 762 単位 要介護5 807 単位											
		h 看護<3.1>	要介護1 734 単位 要介護2 779 単位 要介護3 825 単位 要介護4 871 単位 要介護5 917 単位											
		(二) 診療所短期入所療養介護費(2)	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>											要介護1 670 単位 要介護2 715 単位 要介護3 762 単位 要介護4 807 単位 要介護5 854 単位
			b 看護<3.1>											要介護1 734 単位 要介護2 779 単位 要介護3 825 単位 要介護4 871 単位 要介護5 917 単位
	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 <ユニット型個室>		要介護1 835 単位 要介護2 887 単位 要介護3 937 単位 要介護4 988 単位 要介護5 1,039 単位											
			要介護1 835 単位 要介護2 887 単位 要介護3 937 単位 要介護4 988 単位 要介護5 1,039 単位											
			要介護1 918 単位 要介護2 970 単位 要介護3 1,022 単位 要介護4 1,076 単位 要介護5 1,129 単位											
			要介護1 918 単位 要介護2 970 単位 要介護3 1,022 単位 要介護4 1,076 単位 要介護5 1,129 単位											
			要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位											
			要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位											
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1 1,039 単位 要介護2 1,039 単位 要介護3 1,039 単位 要介護4 1,039 単位 要介護5 1,039 単位											
			要介護1 1,039 単位 要介護2 1,039 単位 要介護3 1,039 単位 要介護4 1,039 単位 要介護5 1,039 単位											
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位												
		要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位												
(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位													
	要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位													
(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位													
	要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位													
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位													
	要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位													
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	684 単位												
	(二) 4時間以上6時間未満	948 単位												
	(三) 6時間以上8時間未満	1,316 単位												
(4) 口腔機能強化加算	(1回につき 10単位を加算(1月に1回を限度))													
(5) 療養加算	(1回につき 4単位を加算(1日に1回を限度))													
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)												
	(二) 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)												
(7) 特定診療費														
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(1)	(1月につき 100単位を加算)												
	(二) 生産性向上推進体制加算(2)	(1月につき 100単位を加算)												
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 22単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 18単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を加算)												
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(1)	1日につき +所定単位数 × 31 / 100												
	(二) 介護職員等処遇改善加算(2)	1日につき +所定単位数 × 47 / 100												
	(三) 介護職員等処遇改善加算(3)	1日につき +所定単位数 × 35 / 100												
	(四) 介護職員等処遇改善加算(4)	1日につき +所定単位数 × 33 / 100												
	(五) 介護職員等処遇改善加算(5)	1日につき +所定単位数 × 44 / 100												
	(六) 介護職員等処遇改善加算(6)	1日につき +所定単位数 × 41 / 100												
	(七) 介護職員等処遇改善加算(7)	1日につき +所定単位数 × 44 / 100												
	(八) 介護職員等処遇改善加算(8)	1日につき +所定単位数 × 47 / 100												
	(九) 介護職員等処遇改善加算(9)	1日につき +所定単位数 × 45 / 100												
	(十) 介護職員等処遇改善加算(10)	1日につき +所定単位数 × 45 / 100												
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(11)	1日につき +所定単位数 × 35 / 100												
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(12)	1日につき +所定単位数 × 35 / 100												
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(13)	1日につき +所定単位数 × 32 / 100												
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(14)	1日につき +所定単位数 × 31 / 100												
(11) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(1)	1日につき +所定単位数 × 31 / 100												
	(二) 介護職員等処遇改善加算(2)	1日につき +所定単位数 × 47 / 100												
	(三) 介護職員等処遇改善加算(3)	1日につき +所定単位数 × 35 / 100												
	(四) 介護職員等処遇改善加算(4)	1日につき +所定単位数 × 33 / 100												
	(五) 介護職員等処遇改善加算(5)	1日につき +所定単位数 × 44 / 100												
	(六) 介護職員等処遇改善加算(6)	1日につき +所定単位数 × 41 / 100												
	(七) 介護職員等処遇改善加算(7)	1日につき +所定単位数 × 44 / 100												
	(八) 介護職員等処遇改善加算(8)	1日につき +所定単位数 × 47 / 100												
	(九) 介護職員等処遇改善加算(9)	1日につき +所定単位数 × 45 / 100												
	(十) 介護職員等処遇改善加算(10)	1日につき +所定単位数 × 45 / 100												
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(11)	1日につき +所定単位数 × 35 / 100												
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(12)	1日につき +所定単位数 × 35 / 100												
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(13)	1日につき +所定単位数 × 32 / 100												
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(14)	1日につき +所定単位数 × 31 / 100												

特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで期間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	(運営基準減算の場合) × 50 / 100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15 / 100	+ 10 / 100		
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (544単位)								
			要介護3・4・5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (326単位)								
			要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)					+ 15 / 100	+ 10 / 100		
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (527単位)								
			要介護3・4・5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (316単位)								
			要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算() (1月につき + 519単位)										
	(2) 特定事業所加算() (1月につき + 421単位)										
	(3) 特定事業所加算() (1月につき + 323単位)										
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき + 114単位)										
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき + 125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算() (1月につき + 250単位)										
	(2) 入院時情報連携加算() (1月につき + 200単位)										
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ (+ 450単位)										
	(2) 退院・退所加算()ロ (+ 600単位)										
	(3) 退院・退所加算()イ (+ 600単位)										
	(4) 退院・退所加算()ロ (+ 750単位)										
	(5) 退院・退所加算() (+ 900単位)										
ト 通院時情報連携加算 (1月につき + 50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に + 200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+ 400単位)									

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
居宅介護支援費()については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注 特別修費		
注 療養体制維持特別加算	1. 療養体制維持特別加算() (1日につき 27単位を加算)	
	2. 療養体制維持特別加算() (1日につき 37単位を加算)	
ハ 初期加算	1) 初期加算() (1日につき 48単位を加算) 2) 初期加算() (1日につき 38単位を加算)	
ニ 遠隔時等看護連携加算(2)		注 看護連携の基準を満たさない場合は、算定しない。
(1) 月につき 1回を限度として 18単位を加算		
(2) 人員採算管理加算(2)		注 看護連携の基準を満たさない場合は、算定しない。
(1) 人員採算管理加算(2)		
ハ 人員前後訪問看護加算() (2)	在宅療養以外の場合 (1日につき 48単位を加算)	注 人員前から人員宅まで訪問して遠隔を依頼した施設サービス計画の策定及び訪問方針の策定を行った場合に算定
	在宅療養以外の場合 (1日につき 48単位を加算)	
ハ 人員前後訪問看護加算() (2)	在宅療養以外の場合 (1日につき 48単位を加算)	注 人員前から人員宅まで訪問して遠隔を依頼した施設サービス計画の策定及び訪問方針の策定を行うことに加え、生活機能の維持・向上及び遠隔後も継続的な看護計画を作成した場合に算定
	在宅療養以外の場合 (1日につき 48単位を加算)	
ニ 遠隔時等支援加算(2)		注 人員訪問が1回を認める人患者が試行的に遠隔する場合において、当該人員及びその要介護等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合
	(1) 遠隔時等支援加算()	一) 試行的遠隔時加算 (48単位)
		二) 遠隔時情報提供加算 (18単位)
		三) 遠隔時情報提供加算() (18単位)
		三) 人員前後訪問加算() (18単位)
		四) 人員前後訪問加算() (18単位)
(2) 訪問看護連携加算 (人員数1人につき1回を限度として 18単位を加算)		
イ 能力支援看護連携加算	(1) 認知・診察を行う体制を常態化する、緊急時に人員を受け入れる体制を確立している能力支援看護連携している場合 (1月につき 58単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は 18単位を算定
	(2) 上記以外の能力支援看護連携している場合 (1月につき 8単位を加算)	
イ 実働マスタラン加算	(1日につき 11単位を加算)	注 看護連携の基準を満たさない場合は、算定しない。
イ 療育加算(2)	(1日につき 28単位を加算)	注 看護連携の基準を満たさない場合は、算定しない。
イ 療育加算(2)	(1) 療育加算() (1日につき 48単位を加算)	注 看護連携の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) 療育加算() (1日につき 38単位を加算)	注 療育加算、看護連携していない場合は、算定しない。
イ 口腔衛生管理加算(2)	(1) 口腔衛生管理加算() (1日につき 38単位を加算)	注 歯科医師の指示を受け実施した歯科衛生士が、人員に対して、口腔ケアも行う場合、当該人員は歯科ケアについて、介護職員に対し、具体的な指導の取組及び実施を行った場合
	(2) 口腔衛生管理加算() (1日につき 18単位を加算)	
イ 療養加算	(1日につき 4単位を加算/日に2回を限度)	
イ 在宅療養支援看護加算	療養支援加算(1日につき 18単位を加算)	
イ カかりつけ医療連携加算(2)	(1) カかりつけ医療連携加算()	イ) カかりつけ医療連携加算() (人員数1人につき1回を限度として 48単位を加算)
		ロ) カかりつけ医療連携加算() (人員数1人につき1回を限度として 18単位を加算)
		ハ) カかりつけ医療連携加算() (人員数1人につき1回を限度として 48単位を加算)
イ 緊急時診療修費	(1) 緊急時診療修費	療養支援以外の場合 (1月につき3回を限度に、1日につき 18単位を算定)
		療養支援の場合 (1月につき3回を限度に、1日につき 18単位を算定)
		2) 特定治療
イ 所定医療加算(2)	(1) 所定医療加算()	(1) 所定医療加算() (1月につき1回を限度に、1日につき 18単位を算定)
		(2) 所定医療加算() (1月につき1回を限度に、1日につき 48単位を算定)
イ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)	
イ 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 18単位を加算)	
	(2) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 18単位を加算)	
イ 認知症行動・心理状態観察対応加算	療養支援以外の場合 (人員数7日につき 1日につき 18単位を加算)	(1) 認知症行動・心理状態観察対応加算() (人員数7日につき 1日につき 18単位を加算)
		療養支援の場合 (人員数7日につき 1日につき 18単位を加算)
イ ハビリテーションマスタラン計画書情報加算(2)	(1) ハビリテーションマスタラン計画書情報加算()	(1) ハビリテーションマスタラン計画書情報加算() (1月につき 38単位を加算)
		(2) ハビリテーションマスタラン計画書情報加算() (1月につき 38単位を加算)
イ 機能マスタラン加算(2)	(1) 機能マスタラン加算()	(1) 機能マスタラン加算() (1月につき 18単位を加算)
		(2) 機能マスタラン加算() (1月につき 18単位を加算)
イ 居宅支援加算(2)	(1) 居宅支援加算()	(1) 居宅支援加算() (1月につき 18単位を加算)
		(2) 居宅支援加算() (1月につき 18単位を加算)
		(3) 居宅支援加算() (1月につき 28単位を加算)
イ 居宅支援加算(2)	(1) 居宅支援加算() (1月につき 18単位を加算)	
イ 科学的介護推進体制加算(2)	(1) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 48単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 48単位を加算)	
イ 安全対策加算(2)	(人員数1人につき1回を限度として 18単位を算定)	
イ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算() (1月につき 18単位を加算)	
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算() (1月につき 8単位を加算)	
イ 新興感染症等対応修費	(1) 月1回、濃厚な接触を有して 248単位を算定	
イ 生涯性向上推進体制加算	(1) 生涯性向上推進体制加算()	(1) 生涯性向上推進体制加算() (1月につき 18単位を加算)
		(2) 生涯性向上推進体制加算() (1月につき 18単位を加算)
イ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算)
		(2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算)
		(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 8単位を加算)

※1～7については人員配置計画を使用する場合に、短期集中ハビリテーション実施加算、認知症対策中ハビリテーション実施加算を適用しない。
 ※イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(2)を適用しない。
 ※業務終了計画未確定実算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※介護職員等実働時間加算については、令和7年3月31日までの期間適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注															
施設を1つ以上の施設が提供する場合は異なる場合	入所者の数が入所者の定員を超える場合	医師、薬剤師、看護師、介護職員、介護支援専門員の数が定員に満たない場合は異なる場合	看護部が基準に定められた看護職員の員数に20/100を超えていない場合は異なる場合	活動のユニバーサルデザインに配慮していない場合は異なる場合	身体拘束禁止を実施済	安全管理体制を実施済	高齢者虐待防止策を実施済	継続統計を実施済	栄養管理の基準を満たしている場合	療養環境の基準を満たしている場合	療養環境の基準を満たしている場合	行動を1つ以上の施設が提供する場合は異なる場合	若年性認知症入所者受け入れ																		
イ 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	(一) 型 介護医療院 サービス費 ()	要介護1 (721 単位)	× 90 / 100																											
			要介護2 (832 単位)																												
		(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>	要介護3 (1,070 単位)																												
			要介護4 (1,172 単位)																												
		(2) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>														要介護5 (1,263 単位)														
																	要介護1 (833 単位)														
	(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>		要介護2 (943 単位)																												
			要介護3 (1,182 単位)																												
	(3) 型 介護医療院 サービス費 ()		(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>														要介護4 (1,283 単位)														
																	要介護5 (1,375 単位)														
		(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>	要介護1 (711 単位)																												
			要介護2 (820 単位)																												
(1) 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)		(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護3 (1,055 単位)																												
			要介護4 (1,155 単位)																												
	(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>	要介護5 (1,245 単位)																													
		要介護1 (821 単位)																													
	(2) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護2 (930 単位)																												
			要介護3 (1,165 単位)																												
(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>		要介護4 (1,264 単位)																													
		要介護5 (1,355 単位)																													
(3) 型 介護医療院 サービス費 ()		(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護1 (694 単位)																												
			要介護2 (804 単位)																												
	(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>	要介護3 (1,039 単位)																													
		要介護4 (1,138 単位)																													
	ロ 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護5 (1,228 単位)	× 90 / 100																										
				要介護1 (805 単位)																											
(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>			要介護2 (914 単位)																												
			要介護3 (1,148 単位)																												
(2) 型 介護医療院 サービス費 ()			(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護4 (1,248 単位)																											
				要介護5 (1,338 単位)																											
		(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>	要介護1 (675 単位)																												
			要介護2 (771 単位)																												
		(1) 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護3 (981 単位)																											
				要介護4 (1,089 単位)																											
(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>			要介護5 (1,149 単位)																												
			要介護1 (786 単位)																												
(2) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>		要介護2 (883 単位)																												
			要介護3 (1,092 単位)																												
	(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>	要介護4 (1,181 単位)																													
		要介護5 (1,261 単位)																													
	(3) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型 介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護1 (659 単位)																												
			要介護2 (755 単位)																												
(二) 型 介護医療院 サービス費 () <多床室>		要介護3 (963 単位)																													
		要介護4 (1,053 単位)																													
(1) 型 特別介護医療院 サービス費 (1日につき)		(一) 型特別介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護5 (1,133 単位)	× 90 / 100																											
			要介護1 (770 単位)																												
	(二) 型特別介護医療院 サービス費 () <多床室>	要介護2 (867 単位)																													
		要介護3 (1,075 単位)																													
	(2) 型 特別介護医療院 サービス費 ()	(一) 型特別介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護4 (1,165 単位)																												
			要介護5 (1,245 単位)																												
(二) 型特別介護医療院 サービス費 () <多床室>		要介護1 (648 単位)																													
		要介護2 (743 単位)																													
(1) 型 特別介護医療院 サービス費 (1日につき)		(一) 型特別介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護3 (952 単位)																												
			要介護4 (1,042 単位)																												
	(二) 型特別介護医療院 サービス費 () <多床室>	要介護5 (1,121 単位)																													
		要介護1 (759 単位)																													
	(2) 型 特別介護医療院 サービス費 ()	(一) 型特別介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護2 (855 単位)																												
			要介護3 (1,064 単位)																												
(二) 型特別介護医療院 サービス費 () <多床室>		要介護4 (1,154 単位)																													
		要介護5 (1,234 単位)																													
ハ 特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)		(1) 型特別介護医療院 サービス費 ()	(一) 型特別介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護1 (661 単位)	× 90 / 100																										
				要介護2 (763 単位)																											
	(二) 型特別介護医療院 サービス費 () <多床室>		要介護3 (988 単位)																												
			要介護4 (1,081 単位)																												
	(2) 型特別介護医療院 サービス費 ()		(一) 型特別介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	要介護5 (1,168 単位)																											
				要介護1 (764 単位)																											
		(二) 型特別介護医療院 サービス費 () <多床室>	要介護2 (869 単位)																												
			要介護3 (1,091 単位)																												
		(1) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護4 (1,198 単位)														× 90 / 100													
				要介護5 (1,274 単位)																											
	(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護1 (614 単位)																												
			要介護2 (707 単位)																												
(2) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>		要介護3 (905 単位)																												
			要介護4 (991 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>	要介護5 (1,066 単位)																													
		要介護1 (721 単位)																													
	ホ ユニット 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護2 (814 単位)	× 97 / 100																										
				要介護3 (1,012 単位)																											
(2) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護4 (1,096 単位)																													
		要介護5 (1,172 単位)																													
(1) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 ()		(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護1 (850 単位)																												
			要介護2 (960 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>	要介護3 (1,199 単位)																													
		要介護4 (1,300 単位)																													
	(2) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護5 (1,392 単位)																												
			要介護1 (850 単位)																												
(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護2 (960 単位)																													
		要介護3 (1,199 単位)																													
(1) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)		(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護4 (1,300 単位)	× 90 / 100																											
			要介護5 (1,392 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>	要介護1 (840 単位)																													
		要介護2 (948 単位)																													
	(2) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護3 (1,184 単位)																												
			要介護4 (1,283 単位)																												
(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護5 (1,374 単位)																													
		要介護1 (840 単位)																													
(1) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 ()		(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護2 (948 単位)															× 90 / 100													
			要介護3 (1,184 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>	要介護4 (1,283 単位)																													
		要介護5 (1,374 単位)																													
	(2) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護1 (849 単位)																												
			要介護2 (951 単位)																												
(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護3 (1,173 単位)																													
		要介護4 (1,267 単位)																													
(1) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)		(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護5 (1,353 単位)	× 90 / 100																											
			要介護1 (849 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>	要介護2 (951 単位)																													
		要介護3 (1,173 単位)																													
	(2) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護4 (1,267 単位)																												
			要介護5 (1,353 単位)																												
(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護1 (798 単位)																													
		要介護2 (901 単位)																													
(1) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 ()		(一) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護3 (1,126 単位)															× 90 / 100													
			要介護4 (1,220 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>	要介護5 (1,304 単位)																													
		要介護1 (798 単位)																													
	(2) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護2 (901 単位)																												
			要介護3 (1,126 単位)																												
(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護4 (1,220 単位)																													
		要介護5 (1,304 単位)																													
(1) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 (1日につき)		(一) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位)	× 90 / 100																											
			要介護2 (904 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>	要介護3 (1,114 単位)																													
		要介護4 (1,205 単位)																													
	(2) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護5 (1,284 単位)																												
			要介護1 (808 単位)																												
(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護2 (904 単位)																													
		要介護3 (1,114 単位)																													
(1) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 (1日につき)		(一) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護4 (1,205 単位)															× 90 / 100													
			要介護5 (1,284 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>	要介護1 (808 単位)																													
		要介護2 (904 単位)																													
	(2) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護3 (1,114 単位)																												
			要介護4 (1,205 単位)																												
(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護5 (1,284 単位)																													
		要介護1 (808 単位)																													
(1) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 (1日につき)		(一) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護2 (904 単位)	× 90 / 100																											
			要介護3 (1,114 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>	要介護4 (1,205 単位)																													
		要介護5 (1,284 単位)																													
	(2) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位)																												
			要介護2 (904 単位)																												
(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室約 多床室>		要介護3 (1,114 単位)																													
		要介護4 (1,205 単位)																													

注 外泊時費用	入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定																																																																																																				
注 試行的遠所サービス費	入所者に対して居室における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定																																																																																																				
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定																																																																																																				
ト 初期加算	(1日につき 439単位)																																																																																																				
チ 退所時栄養情報連携加算 (2)	(1月につき1回を限度として70単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。																																																																																																				
リ 再入所時栄養連携加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。																																																																																																				
ス 退所時指導等加算 (2)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">ア 退所前指導加算 (入所者1人中1又は2回)を限度に、460単位を算定</td> <td>ア 退所前指導加算</td> <td>(460単位)</td> </tr> <tr> <td>イ 退所後訪問指導加算</td> <td>(460単位)</td> </tr> <tr> <td>ウ 退所時指導加算</td> <td>(460単位)</td> </tr> <tr> <td>エ 退所時情報提供加算</td> <td>(500単位)</td> </tr> <tr> <td>オ 退所時情報提供加算</td> <td>(250単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カ 退所前連携加算 (500単位)</td> <td>カ 退所前連携加算</td> <td>(500単位)</td> </tr> <tr> <td>キ 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)</td> <td>(300単位)</td> </tr> </table> <p>注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</p>	ア 退所前指導加算 (入所者1人中1又は2回)を限度に、460単位を算定	ア 退所前指導加算	(460単位)	イ 退所後訪問指導加算	(460単位)	ウ 退所時指導加算	(460単位)	エ 退所時情報提供加算	(500単位)	オ 退所時情報提供加算	(250単位)	カ 退所前連携加算 (500単位)	カ 退所前連携加算	(500単位)	キ 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	(300単位)																																																																																				
ア 退所前指導加算 (入所者1人中1又は2回)を限度に、460単位を算定	ア 退所前指導加算		(460単位)																																																																																																		
	イ 退所後訪問指導加算		(460単位)																																																																																																		
	ウ 退所時指導加算		(460単位)																																																																																																		
	エ 退所時情報提供加算		(500単位)																																																																																																		
	オ 退所時情報提供加算	(250単位)																																																																																																			
カ 退所前連携加算 (500単位)	カ 退所前連携加算	(500単位)																																																																																																			
	キ 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	(300単位)																																																																																																			
ル 協力医療機関連携加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 60単位を加算)</td> <td>注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 60単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)																																																																																																	
(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 60単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定																																																																																																				
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)																																																																																																				
ヲ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。																																																																																																				
リ 経口移行加算 (2)	(1日につき 28単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。																																																																																																				
カ 経口維持加算 (2)	<table border="1"> <tr> <td>(一) 経口維持加算 ()</td> <td>(1月につき 400単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(二) 経口維持加算 ()</td> <td>(1月につき 150単位を加算)</td> </tr> </table> <p>注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(一)を算定していない場合は、算定しない。</p>	(一) 経口維持加算 ()	(1月につき 400単位を加算)	(二) 経口維持加算 ()	(1月につき 150単位を加算)																																																																																																
(一) 経口維持加算 ()	(1月につき 400単位を加算)																																																																																																				
(二) 経口維持加算 ()	(1月につき 150単位を加算)																																																																																																				
ロ 口腔衛生管理加算 (2)	<table border="1"> <tr> <td>(一) 口腔衛生管理加算 ()</td> <td>(1月につき 30単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(二) 口腔衛生管理加算 ()</td> <td>(1月につき 100単位を加算)</td> </tr> </table> <p>注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、日ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る日ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合</p>	(一) 口腔衛生管理加算 ()	(1月につき 30単位を加算)	(二) 口腔衛生管理加算 ()	(1月につき 100単位を加算)																																																																																																
(一) 口腔衛生管理加算 ()	(1月につき 30単位を加算)																																																																																																				
(二) 口腔衛生管理加算 ()	(1月につき 100単位を加算)																																																																																																				
ヲ 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))																																																																																																				
シ 在宅復帰支援機能加算 (2)	(1日につき 10単位を加算)																																																																																																				
ソ 特別診療費 (2)																																																																																																					
ツ 緊急時施設診療費	<table border="1"> <tr> <td>ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 特定治療</td> <td></td> </tr> </table>	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		イ 特定治療																																																																																																	
ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)																																																																																																					
イ 特定治療																																																																																																					
ネ 認知症専門ケア加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 認知症専門ケア加算 ()</td> <td>(1日につき 2単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(二) 認知症専門ケア加算 ()</td> <td>(1日につき 4単位を加算)</td> </tr> </table>	(一) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 2単位を加算)	(二) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 4単位を加算)																																																																																																
(一) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 2単位を加算)																																																																																																				
(二) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 4単位を加算)																																																																																																				
ナ 認知症チームケア推進加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 認知症チームケア推進加算 ()</td> <td>(1月につき 150単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(二) 認知症チームケア推進加算 ()</td> <td>(1月につき 120単位を加算)</td> </tr> </table>	(一) 認知症チームケア推進加算 ()	(1月につき 150単位を加算)	(二) 認知症チームケア推進加算 ()	(1月につき 120単位を加算)																																																																																																
(一) 認知症チームケア推進加算 ()	(1月につき 150単位を加算)																																																																																																				
(二) 認知症チームケア推進加算 ()	(1月につき 120単位を加算)																																																																																																				
フ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日に限り) 1日につき200単位を加算																																																																																																				
ム 重度認知症疾患療養体制加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 重度認知症疾患療養体制加算 ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護1・2 (1日につき140単位を加算)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護3・4・5 (1日につき480単位を加算)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(二) 重度認知症疾患療養体制加算 ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護1・2 (1日につき200単位を加算)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護3・4・5 (1日につき180単位を加算)</td> <td></td> </tr> </table>	(一) 重度認知症疾患療養体制加算 ()		要介護1・2 (1日につき140単位を加算)		要介護3・4・5 (1日につき480単位を加算)		(二) 重度認知症疾患療養体制加算 ()		要介護1・2 (1日につき200単位を加算)		要介護3・4・5 (1日につき180単位を加算)																																																																																									
(一) 重度認知症疾患療養体制加算 ()																																																																																																					
要介護1・2 (1日につき140単位を加算)																																																																																																					
要介護3・4・5 (1日につき480単位を加算)																																																																																																					
(二) 重度認知症疾患療養体制加算 ()																																																																																																					
要介護1・2 (1日につき200単位を加算)																																																																																																					
要介護3・4・5 (1日につき180単位を加算)																																																																																																					
リ 排せつ支援加算 (2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 排せつ支援加算 ()</td> <td>(1月につき 10単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 排せつ支援加算 ()</td> <td>(1月につき 15単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 排せつ支援加算 ()</td> <td>(1月につき 20単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 10単位を加算)	(2) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 15単位を加算)	(3) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 20単位を加算)																																																																																														
(1) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 10単位を加算)																																																																																																				
(2) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 15単位を加算)																																																																																																				
(3) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 20単位を加算)																																																																																																				
ロ 自立支援促進加算 (2)	(1月につき 200単位を加算)																																																																																																				
リ 科学的介護推進体制加算 (2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 科学的介護推進体制加算 ()</td> <td>(1月につき 40単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 科学的介護推進体制加算 ()</td> <td>(1月につき 60単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 科学的介護推進体制加算 ()	(1月につき 40単位を加算)	(2) 科学的介護推進体制加算 ()	(1月につき 60単位を加算)																																																																																																
(1) 科学的介護推進体制加算 ()	(1月につき 40単位を加算)																																																																																																				
(2) 科学的介護推進体制加算 ()	(1月につき 60単位を加算)																																																																																																				
ヲ 安全対策体制加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)																																																																																																				
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) 高齢者施設等感染対策向上加算 ()</td> <td>(1月につき 10単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 高齢者施設等感染対策向上加算 ()</td> <td>(1月につき 5単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算 ()	(1月につき 10単位を加算)	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算 ()	(1月につき 5単位を加算)																																																																																																
(1) 高齢者施設等感染対策向上加算 ()	(1月につき 10単位を加算)																																																																																																				
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算 ()	(1月につき 5単位を加算)																																																																																																				
ヤ 新興感染症施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として) 240単位を算定																																																																																																				
マ 生産性向上推進体制加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) 生産性向上推進体制加算 ()</td> <td>(1月につき 100単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 生産性向上推進体制加算 ()</td> <td>(1月につき 10単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)	(2) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 10単位を加算)																																																																																																
(1) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)																																																																																																				
(2) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 10単位を加算)																																																																																																				
ケ サービス提供体制強化加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) サービス提供体制強化加算 ()</td> <td>(1日につき 22単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(二) サービス提供体制強化加算 ()</td> <td>(1日につき 18単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(三) サービス提供体制強化加算 ()</td> <td>(1日につき 8単位を加算)</td> </tr> </table>	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 22単位を加算)	(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 18単位を加算)	(三) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 8単位を加算)																																																																																														
(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 22単位を加算)																																																																																																				
(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 18単位を加算)																																																																																																				
(三) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 8単位を加算)																																																																																																				
注 介護職員等処遇改善加算 (一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十)	<table border="1"> <tr> <td>(一) 介護職員等処遇改善加算 (一)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二) 介護職員等処遇改善加算 (二)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三) 介護職員等処遇改善加算 (三)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四) 介護職員等処遇改善加算 (四)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(五) 介護職員等処遇改善加算 (五)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(六) 介護職員等処遇改善加算 (六)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(七) 介護職員等処遇改善加算 (七)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(八) 介護職員等処遇改善加算 (八)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(九) 介護職員等処遇改善加算 (九)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十) 介護職員等処遇改善加算 (十)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十一) 介護職員等処遇改善加算 (十一)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十二) 介護職員等処遇改善加算 (十二)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十三) 介護職員等処遇改善加算 (十三)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十四) 介護職員等処遇改善加算 (十四)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十五) 介護職員等処遇改善加算 (十五)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十六) 介護職員等処遇改善加算 (十六)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十七) 介護職員等処遇改善加算 (十七)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十八) 介護職員等処遇改善加算 (十八)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(十九) 介護職員等処遇改善加算 (十九)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十) 介護職員等処遇改善加算 (二十)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十一) 介護職員等処遇改善加算 (二十一)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十二) 介護職員等処遇改善加算 (二十二)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十三) 介護職員等処遇改善加算 (二十三)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十四) 介護職員等処遇改善加算 (二十四)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十五) 介護職員等処遇改善加算 (二十五)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十六) 介護職員等処遇改善加算 (二十六)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十七) 介護職員等処遇改善加算 (二十七)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十八) 介護職員等処遇改善加算 (二十八)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(二十九) 介護職員等処遇改善加算 (二十九)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十) 介護職員等処遇改善加算 (三十)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十一) 介護職員等処遇改善加算 (三十一)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十二) 介護職員等処遇改善加算 (三十二)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十三) 介護職員等処遇改善加算 (三十三)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十四) 介護職員等処遇改善加算 (三十四)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十五) 介護職員等処遇改善加算 (三十五)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十六) 介護職員等処遇改善加算 (三十六)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十七) 介護職員等処遇改善加算 (三十七)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十八) 介護職員等処遇改善加算 (三十八)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(三十九) 介護職員等処遇改善加算 (三十九)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十) 介護職員等処遇改善加算 (四十)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十一) 介護職員等処遇改善加算 (四十一)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十二) 介護職員等処遇改善加算 (四十二)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十三) 介護職員等処遇改善加算 (四十三)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十四) 介護職員等処遇改善加算 (四十四)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十五) 介護職員等処遇改善加算 (四十五)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十六) 介護職員等処遇改善加算 (四十六)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十七) 介護職員等処遇改善加算 (四十七)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十八) 介護職員等処遇改善加算 (四十八)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(四十九) 介護職員等処遇改善加算 (四十九)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> <tr> <td>(五十) 介護職員等処遇改善加算 (五十)</td> <td>(1月につき 所定単位数×47/100)</td> </tr> </table> <p>注 所定単位数は、(入所者数)×(所定単位数)×(介護職員等処遇改善加算率)で算定する。</p>	(一) 介護職員等処遇改善加算 (一)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二) 介護職員等処遇改善加算 (二)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三) 介護職員等処遇改善加算 (三)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四) 介護職員等処遇改善加算 (四)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(五) 介護職員等処遇改善加算 (五)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(六) 介護職員等処遇改善加算 (六)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(七) 介護職員等処遇改善加算 (七)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(八) 介護職員等処遇改善加算 (八)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(九) 介護職員等処遇改善加算 (九)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十) 介護職員等処遇改善加算 (十)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十一) 介護職員等処遇改善加算 (十一)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十二) 介護職員等処遇改善加算 (十二)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十三) 介護職員等処遇改善加算 (十三)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十四) 介護職員等処遇改善加算 (十四)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十五) 介護職員等処遇改善加算 (十五)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十六) 介護職員等処遇改善加算 (十六)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十七) 介護職員等処遇改善加算 (十七)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十八) 介護職員等処遇改善加算 (十八)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(十九) 介護職員等処遇改善加算 (十九)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十) 介護職員等処遇改善加算 (二十)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十一) 介護職員等処遇改善加算 (二十一)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十二) 介護職員等処遇改善加算 (二十二)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十三) 介護職員等処遇改善加算 (二十三)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十四) 介護職員等処遇改善加算 (二十四)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十五) 介護職員等処遇改善加算 (二十五)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十六) 介護職員等処遇改善加算 (二十六)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十七) 介護職員等処遇改善加算 (二十七)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十八) 介護職員等処遇改善加算 (二十八)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(二十九) 介護職員等処遇改善加算 (二十九)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十) 介護職員等処遇改善加算 (三十)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十一) 介護職員等処遇改善加算 (三十一)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十二) 介護職員等処遇改善加算 (三十二)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十三) 介護職員等処遇改善加算 (三十三)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十四) 介護職員等処遇改善加算 (三十四)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十五) 介護職員等処遇改善加算 (三十五)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十六) 介護職員等処遇改善加算 (三十六)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十七) 介護職員等処遇改善加算 (三十七)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十八) 介護職員等処遇改善加算 (三十八)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(三十九) 介護職員等処遇改善加算 (三十九)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十) 介護職員等処遇改善加算 (四十)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十一) 介護職員等処遇改善加算 (四十一)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十二) 介護職員等処遇改善加算 (四十二)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十三) 介護職員等処遇改善加算 (四十三)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十四) 介護職員等処遇改善加算 (四十四)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十五) 介護職員等処遇改善加算 (四十五)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十六) 介護職員等処遇改善加算 (四十六)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十七) 介護職員等処遇改善加算 (四十七)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十八) 介護職員等処遇改善加算 (四十八)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(四十九) 介護職員等処遇改善加算 (四十九)	(1月につき 所定単位数×47/100)	(五十) 介護職員等処遇改善加算 (五十)	(1月につき 所定単位数×47/100)
(一) 介護職員等処遇改善加算 (一)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二) 介護職員等処遇改善加算 (二)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三) 介護職員等処遇改善加算 (三)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四) 介護職員等処遇改善加算 (四)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(五) 介護職員等処遇改善加算 (五)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(六) 介護職員等処遇改善加算 (六)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(七) 介護職員等処遇改善加算 (七)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(八) 介護職員等処遇改善加算 (八)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(九) 介護職員等処遇改善加算 (九)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十) 介護職員等処遇改善加算 (十)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十一) 介護職員等処遇改善加算 (十一)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十二) 介護職員等処遇改善加算 (十二)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十三) 介護職員等処遇改善加算 (十三)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十四) 介護職員等処遇改善加算 (十四)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十五) 介護職員等処遇改善加算 (十五)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十六) 介護職員等処遇改善加算 (十六)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十七) 介護職員等処遇改善加算 (十七)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十八) 介護職員等処遇改善加算 (十八)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(十九) 介護職員等処遇改善加算 (十九)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十) 介護職員等処遇改善加算 (二十)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十一) 介護職員等処遇改善加算 (二十一)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十二) 介護職員等処遇改善加算 (二十二)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十三) 介護職員等処遇改善加算 (二十三)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十四) 介護職員等処遇改善加算 (二十四)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十五) 介護職員等処遇改善加算 (二十五)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十六) 介護職員等処遇改善加算 (二十六)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十七) 介護職員等処遇改善加算 (二十七)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十八) 介護職員等処遇改善加算 (二十八)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(二十九) 介護職員等処遇改善加算 (二十九)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十) 介護職員等処遇改善加算 (三十)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十一) 介護職員等処遇改善加算 (三十一)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十二) 介護職員等処遇改善加算 (三十二)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十三) 介護職員等処遇改善加算 (三十三)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十四) 介護職員等処遇改善加算 (三十四)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十五) 介護職員等処遇改善加算 (三十五)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十六) 介護職員等処遇改善加算 (三十六)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十七) 介護職員等処遇改善加算 (三十七)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十八) 介護職員等処遇改善加算 (三十八)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(三十九) 介護職員等処遇改善加算 (三十九)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十) 介護職員等処遇改善加算 (四十)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十一) 介護職員等処遇改善加算 (四十一)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十二) 介護職員等処遇改善加算 (四十二)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十三) 介護職員等処遇改善加算 (四十三)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十四) 介護職員等処遇改善加算 (四十四)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十五) 介護職員等処遇改善加算 (四十五)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十六) 介護職員等処遇改善加算 (四十六)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十七) 介護職員等処遇改善加算 (四十七)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十八) 介護職員等処遇改善加算 (四十八)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(四十九) 介護職員等処遇改善加算 (四十九)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				
(五十) 介護職員等処遇改善加算 (五十)	(1月につき 所定単位数×47/100)																																																																																																				

夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
八及び八を適用する場合には、(2)を適用しない。
業務継続計画未定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員等処遇改善加算 (一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十)

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()								
	(2) 認知症専門ケア加算()								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()								
	(2) サービス提供体制強化加算()								
	(3) サービス提供体制強化加算()								
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()								
	(2) 介護職員等処遇改善加算()								
	(3) 介護職員等処遇改善加算()								
	(4) 介護職員等処遇改善加算()								
	(一) 介護職員等処遇改善加算()								
	(二) 介護職員等処遇改善加算()								
	(三) 介護職員等処遇改善加算()								
	(四) 介護職員等処遇改善加算()								
	(五) 介護職員等処遇改善加算()								
	(六) 介護職員等処遇改善加算()								
	(七) 介護職員等処遇改善加算()								
	(八) 介護職員等処遇改善加算()								
	(九) 介護職員等処遇改善加算()								
	(十) 介護職員等処遇改善加算()								
(十一) 介護職員等処遇改善加算()									
(十二) 介護職員等処遇改善加算()									
(十三) 介護職員等処遇改善加算()									
(十四) 介護職員等処遇改善加算()									

注 所定単位数は、イからニまでに算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/ 100	所定単位数	×	/ 100
+	/ 100	所定単位数	+	所定単位数 × / 100
-	/ 100	所定単位数	-	所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 指定介護予防訪問看護サービスの場合	(1) 15分未満 （高圧酸素、20分以上の保続時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
	(2) 15分未満 （11.1）単位														
	(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1） （11.1）単位														
ロ 訪問又は訪問療育の場合	(1) 15分未満 （高圧酸素、20分以上の保続時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
	(2) 15分未満 （11.1）単位														
	(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位														
ハ 初回加算 （1）初回加算 （1）回につき +11.0単位															
ニ 遠隔時共同療育加算 （1）回につき +6.6単位															
ホ 看護体制強化加算 （1）回につき +1.0単位															
ヘ サービス提供体制強化加算 （1）回につき +3.3単位															
ヘ サービス提供体制強化加算 （1）回につき +6.6単位															
ヘ サービス提供体制強化加算 （2）回につき +3.3単位															

※特別地域の介護予防訪問看護加算、中山間地域等における介護療養型医療施設、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、「要介護1」の介護予防訪問看護加算、特別管理加算、及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※事業所（同一一棟物の利用者又はこれ以外の同一一棟物の利用者20人以上にサービスを行う場合）を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入
 ※1月以内の1回以上の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
イ 介護予防訪問リハビリテーションの場合	訪問又は訪問療育の場合	×9/100	+	+	+	+	+	+	+	+							
	介護老人保健施設の場合										（1）回につき +1.0単位						
	介護療養型医療施設の場合										（1）回につき +1.0単位						
ロ サービス提供体制強化加算 （1）サービス提供体制強化加算 （1）回につき +6.6単位																	
ロ サービス提供体制強化加算 （2）サービス提供体制強化加算 （1）回につき +3.3単位																	

※特別地域の介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における介護療養型医療施設、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※事業所（同一一棟物の利用者又はこれ以外の同一一棟物の利用者20人以上にサービスを行う場合）を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注
			特別診療介護予防 認定療養管理指導 加算	中山間地域等 中心保健事業 加算	中山間地域等 中心保健事業 に於ける 介護予防 加算
イ 居親が行う場合 (月1回未満)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(1) (2) 居費	(一) 第一種施設住者1人以上に対して行う 場合 (1.1)単位			
		(二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (1.2)単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位			
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(2) 認定療養管理指導 費(特別又は特定生活 介護予防費)に 相当する認定 介護療養管理指導費 を算定する 場合	(一) 第一種施設住者1人以上に対して行う 場合 (2.1)単位 (二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (2.2)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (2.3)単位			
ロ 居親が行う場合 (月1回未満)	(1) 第一種施設住者1人以上に対して行う場合 (1.1)単位 (2) 第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 (1.2)単位 (3) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位		+15/100	+10/100	+5/100
ハ 居親が行う場合	(1) 居親又は居親の 居親が行う場合 (月1回未満)	(一) 第一種施設住者1人以上に対して行う 場合 (1.1)単位 (二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (1.2)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位	注 特別な要領の居費がつけられる在宅の 介護費又は居親居費に介護費が加わ り、当該要領の費用に於ける必要な薬料 の管理指導を行う場合 +150単位	認定療養管理指導費 加算 +150単位	中山間地域等 中心保健事業 加算 +100単位
		(二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (2.1)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (2.2)単位			
		(一) 第一種施設住者1人以上に対して行う 場合 (3.1)単位 (二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (3.2)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (3.3)単位			
	(4) 居親居費を算定する場合 (月1回未満) (4.1)単位				
(2) 居親の居親の場合 (月1回未満)	(一) 第一種施設住者1人以上に対して行う 場合 (1.1)単位 (二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (1.2)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位				
ニ 居親家親を 行う場合 (月1回未満)	(1) 居親家親で療養管理 指導費(特別又は特定 生活介護予防費)を 算定する 場合	(一) 第一種施設住者1人以上に対して行う 場合 (1.1)単位 (二) 第一種施設住者2人以上1人以下 に対して行う場合 (1.2)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位			
		(一) 第一種施設住者1人以上に対して行う 場合 (2.1)単位 (二) 第一種施設住者2人以上1人以下 に対して行う場合 (2.2)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (2.3)単位			
		(一) 第一種施設住者1人以上に対して行う 場合 (3.1)単位 (二) 第一種施設住者2人以上1人以下 に対して行う場合 (3.2)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (3.3)単位			
	(2) 居親家親で療養管理 指導費(特別又は特定 生活介護予防費)を 算定する 場合	(一) 第一種施設住者1人以上に対して行う 場合 (4.1)単位 (二) 第一種施設住者2人以上1人以下 に対して行う場合 (4.2)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.3)単位		+15/100	+10/100
ホ 居親生活予 防を行う場合 (月1回未満)	(1) 第一種施設住者1人以上に対して行う場合 (1.1)単位 (2) 第一種施設住者2人以上1人以下に対して行う場合 (1.2)単位 (3) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位				

ハ(1)〜(3)及びロ(1)〜(3)について、本人承認の費用、中心居親療養費(1)に含み加算が下り居費、居親居費に算入されることについては、通知第47号別添第2表、第2の3に「特別療養管理指導費(特別又は特定生活介護予防費)に相当する認定介護療養管理指導費を算定する場合は、当該居親の日当りの居親に相当する認定療養管理指導費を算定する」とあり、この規定を留意することである。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合又は多い場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護を要しない場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護を要しない場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	-17/100	-17/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき+562単位	1月につき+240単位	-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1								-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
	介護医療院の場合	要支援1								-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
ロ 退院時共同措置加算			(1回につき 600単位)								
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算() (1月につき 150単位を加算)										
	(2) 口腔機能向上加算() (1月につき 160単位を加算)										
ト 一体的サービス提供加算			(1月につき 480単位を加算)								
チ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)								
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 88単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 72単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 24単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)								
ク 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×86/1000)									
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×83/1000)									
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×66/1000)									
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×53/1000)									
	(一) 介護職員等処遇改善加算() (1)	(1月につき + 所定単位×76/1000)									
		(二) 介護職員等処遇改善加算() (2)	(1月につき + 所定単位×73/1000)								
	(三) 介護職員等処遇改善加算() (3)	(1月につき + 所定単位×73/1000)									
		(四) 介護職員等処遇改善加算() (4)	(1月につき + 所定単位×70/1000)								
	(五) 介護職員等処遇改善加算() (5)	(1月につき + 所定単位×63/1000)									
		(六) 介護職員等処遇改善加算() (6)	(1月につき + 所定単位×60/1000)								
	(七) 介護職員等処遇改善加算() (7)	(1月につき + 所定単位×58/1000)									
		(八) 介護職員等処遇改善加算() (8)	(1月につき + 所定単位×56/1000)								
	(九) 介護職員等処遇改善加算() (9)	(1月につき + 所定単位×55/1000)									
		(十) 介護職員等処遇改善加算() (10)	(1月につき + 所定単位×48/1000)								
(十一) 介護職員等処遇改善加算() (11)	(1月につき + 所定単位×43/1000)										
	(十二) 介護職員等処遇改善加算() (12)	(1月につき + 所定単位×45/1000)									
(十三) 介護職員等処遇改善加算() (13)	(1月につき + 所定単位×38/1000)										
	(十四) 介護職員等処遇改善加算() (14)	(1月につき + 所定単位×28/1000)									
注			所定単位は、イからまでにより算出した単位数の合計								
：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。											
介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。											

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (479 単位)	442 単位														
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (596 単位)	548 単位														
	2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (451 単位)	442 単位														
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (561 単位)	548 単位														
ロ コミュニ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (561 単位)	503 単位														
		(二) 経過的単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (681 単位)	623 単位														
	2) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (529 単位)	503 単位														
		(二) 経過的併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (656 単位)	623 単位														

ハ 口腔連携強化加算	(1日につき + 5.9 単位 (1月に1回を限度))
ニ 療養費加算	(1日につき 8 単位を加算 (1日に3回を限度))
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4 単位を加算)
ヘ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10.0 単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10 単位を加算)

サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (1日につき 2.2 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 (1日につき 1.8 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6 単位を加算)
--------------	--

イ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.67 (100%)	注 所定単位数は、(お住まいの地域)の単位数 の合計
	2) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	3) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	4) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	5) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	6) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	7) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	8) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	9) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	10) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	11) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	
	12) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (79%)	

サービス提供体制強化加算、および介護職員処遇改善加算は、支給限度計算の対象外の算定項目

身体拘束禁止未実施加算については令和7年4月1日から適用する。

業務継続計画未策定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

介護職員処遇改善加算 (1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室> [基本型] b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室> [在宅強化型] c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <多床室> [基本型] d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <多床室> [在宅強化型] e 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室> [療養型] f 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <多床室> [療養型] g 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室> [療養型] h 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <多床室> [療養型] i 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <多床室> [療養型]	要支援1 (579 単位) 要支援2 (726 単位) 要支援1 (632 単位) 要支援2 (778 単位) 要支援1 (613 単位) 要支援2 (774 単位) 要支援1 (672 単位) 要支援2 (834 単位) 要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位) 要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位) 要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位) 要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位) 要支援1 (566 単位) 要支援2 (711 単位) 要支援1 (601 単位) 要支援2 (758 単位)	x97/100	x70/100	x70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき + 240 単位	1日につき + 200 単位 (7日間の上限)	1日につき + 120 単位	1日につき + 41 単位 1日につき + 51 単位 1日につき + 51 単位 1日につき + 51 単位	1日につき + 51 単位 1日につき + 51 単位 1日につき + 51 単位	1日につき + 154 単位
(2) ユニッツ型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() a ユニッツ型個室 <基本型> b ユニッツ型個室 <在宅強化型> c 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <ユニッツ型個室の多床室> [基本型] d 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <ユニッツ型個室の多床室> [在宅強化型] e ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <ユニッツ型個室> [療養型] f 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <ユニッツ型個室の多床室> [療養型] g ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <ユニッツ型個室> [療養型] h 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <ユニッツ型個室の多床室> [療養型] i ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <ユニッツ型個室> j 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <ユニッツ型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費> k ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() <ユニッツ型個室の多床室>	要支援1 (624 単位) 要支援2 (789 単位) 要支援1 (680 単位) 要支援2 (846 単位) 要支援1 (624 単位) 要支援2 (789 単位) 要支援1 (680 単位) 要支援2 (846 単位) 要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位) 要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位) 要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位) 要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位) 要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)	x97/100		x97/100			1日につき + 240 単位				1日につき + 51 単位 1日につき + 51 単位 1日につき + 51 単位	1日につき + 51 単位 1日につき + 51 単位 1日につき + 51 単位	

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算() (1日につき 27 単位を加算) (二) 療養体制維持特別加算() (1日につき 57 単位を加算)
(3) 総合ケア加算	(利用中に10日を限度に、1日につき27.5単位を加算)
(4) 口腔連携強化加算	(1回につき + 5.0単位(1月に1回を限度))
(5) 療養食加算	(1回につき 3単位を加算(1日に3回を限度))
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時治療費	【緊急時治療費の算出】 (一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定) 【緊急時治療費の算出】 (二) 特定治療 (1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定)
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 1.0単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 1.0単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 2.1単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 1.8単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 4.6単位を加算)

(1) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算)
(2) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 2.0単位を加算)

注 特別療養費、緊急時治療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 身体拘束未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務統計計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束防止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (530 単位) 要支援2 (666 単位)	×70/100		-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位) 要支援2 (693 単位)												
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位) 要支援2 (684 単位)												
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (747 単位)												
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位) 要支援2 (780 単位)												
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位) 要支援2 (769 単位)												
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (471 単位) 要支援2 (588 単位)												
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (537 単位) 要支援2 (678 単位)												
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											×97/100	
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)												
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)												
		(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)												
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)														
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)														
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1日に1回を限度))															
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)														
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)														
(6) 特定診療費															
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算)														
	(二) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)														
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算)														
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)														
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)														
(3) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×51/1,000)	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計													
	(二) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×47/1,000)														
	(三) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×35/1,000)														
	(四) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×28/1,000)														
	1. 介護職員等処遇改善加算 () (1)														(1月につき → 所定単位×46/1,000)
	2. 介護職員等処遇改善加算 () (2)														(1月につき → 所定単位×44/1,000)
	3. 介護職員等処遇改善加算 () (3)														(1月につき → 所定単位×42/1,000)
	4. 介護職員等処遇改善加算 () (4)														(1月につき → 所定単位×40/1,000)
	5. 介護職員等処遇改善加算 () (5)														(1月につき → 所定単位×38/1,000)
	6. 介護職員等処遇改善加算 () (6)														(1月につき → 所定単位×35/1,000)
	7. 介護職員等処遇改善加算 () (7)														(1月につき → 所定単位×35/1,000)
	8. 介護職員等処遇改善加算 () (8)														(1月につき → 所定単位×31/1,000)
	9. 介護職員等処遇改善加算 () (9)														(1月につき → 所定単位×31/1,000)
	10. 介護職員等処遇改善加算 () (10)														(1月につき → 所定単位×30/1,000)
	11. 介護職員等処遇改善加算 () (11)														(1月につき → 所定単位×24/1,000)
	12. 介護職員等処遇改善加算 () (12)														(1月につき → 所定単位×26/1,000)
	13. 介護職員等処遇改善加算 () (13)														(1月につき → 所定単位×20/1,000)
	14. 介護職員等処遇改善加算 () (14)														(1月につき → 所定単位×15/1,000)
	15. 介護職員等処遇改善加算 () (15)														(1月につき → 所定単位×15/1,000)

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算 () については、令和7年3月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分	1 施設利用の時間(月間)		2 介護予防短期入所療養介護の費用		3 介護予防短期入所療養介護の費用		4 介護予防短期入所療養介護の費用		5 介護予防短期入所療養介護の費用		6 介護予防短期入所療養介護の費用		7 介護予防短期入所療養介護の費用		8 介護予防短期入所療養介護の費用		9 介護予防短期入所療養介護の費用		10 介護予防短期入所療養介護の費用		11 介護予防短期入所療養介護の費用		12 介護予防短期入所療養介護の費用		13 介護予防短期入所療養介護の費用		14 介護予防短期入所療養介護の費用			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
(1) 施設利用の時間(月間)			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
Ⅰ 施設利用の時間(月間)	一)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	二)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
Ⅱ 施設利用の時間(月間)	一)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	二)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
Ⅲ 施設利用の時間(月間)	一)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	二)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	

※施設利用時間等については、施設利用開始から終了までの時間に基づき算出する。
 ※施設利用時間等については、施設利用開始から終了までの時間に基づき算出する。
 ※施設利用時間等については、施設利用開始から終了までの時間に基づき算出する。
 ※施設利用時間等については、施設利用開始から終了までの時間に基づき算出する。
 ※施設利用時間等については、施設利用開始から終了までの時間に基づき算出する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	介護予防特定施設入居者生活介護費		介護職員の高齢者介護に当たっての賃料		施設内食費		施設内洗濯費		施設内清掃費		施設内修繕費		施設内設備費		施設内エネルギー費		施設内電気・ガス費		施設内水道費		施設内雑費		
	標準	介護職員の高齢者介護に当たっての賃料	施設内食費	施設内洗濯費	施設内清掃費	施設内修繕費	施設内設備費	施設内エネルギー費	施設内電気・ガス費	施設内水道費	施設内雑費	標準	介護職員の高齢者介護に当たっての賃料	施設内食費	施設内洗濯費	施設内清掃費	施設内修繕費	施設内設備費	施設内エネルギー費	施設内電気・ガス費	施設内水道費	施設内雑費	
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183 単位) 要支援2 (313 単位)	77/100	-10/100										1月につき +100単位 (3月に1回を算定) 1月につき +200単位 または、個別費 加算額加算を算定した後の金額 1月につき +100単位	1月につき +10単位 1月につき +12単位 1月につき +20単位	1日につき +120単位	1日につき +20単位 1日につき +40単位	1日につき +20単位 1日につき +40単位	1日につき +20単位 1日につき +40単位	1日につき +20単位 1日につき +40単位	1日につき +20単位 1日につき +40単位	1日につき +20単位 1日につき +40単位	1日につき +20単位 1日につき +40単位	1日につき +20単位 1日につき +40単位
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 67 単位)		77/100	-1/100										1日につき +100単位	1日につき +4 単位									

介護予防特定施設入居者生活介護費	(213 単位)																					
施設内エネルギー費	(183 単位)																					
施設内電気・ガス費	(313 単位)																					
施設内水道費	(67 単位)																					
施設内雑費	(100 単位)																					

基本部分	施設内エネルギー費	施設内電気・ガス費	施設内水道費	施設内雑費
施設内エネルギー費	1. 施設内エネルギー費	2. 施設内エネルギー費	3. 施設内エネルギー費	4. 施設内エネルギー費
施設内電気・ガス費	1. 施設内電気・ガス費	2. 施設内電気・ガス費	3. 施設内電気・ガス費	4. 施設内電気・ガス費
施設内水道費	1. 施設内水道費	2. 施設内水道費	3. 施設内水道費	4. 施設内水道費
施設内雑費	1. 施設内雑費	2. 施設内雑費	3. 施設内雑費	4. 施設内雑費

施設内エネルギー費、施設内電気・ガス費、施設内水道費、施設内雑費の算定方法は、令和7年4月1日から適用する。
 施設内エネルギー費、施設内電気・ガス費、施設内水道費については、令和7年4月1日から適用する。
 施設内雑費については、令和7年4月1日から適用する。
 施設内雑費の算定方法については、令和7年4月1日から適用する。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費	介護予防福祉用具貸与費
介護予防福祉用具貸与費	1. 介護予防福祉用具貸与費	2. 介護予防福祉用具貸与費	3. 介護予防福祉用具貸与費	4. 介護予防福祉用具貸与費
介護予防福祉用具貸与費	1. 介護予防福祉用具貸与費	2. 介護予防福祉用具貸与費	3. 介護予防福祉用具貸与費	4. 介護予防福祉用具貸与費
介護予防福祉用具貸与費	1. 介護予防福祉用具貸与費	2. 介護予防福祉用具貸与費	3. 介護予防福祉用具貸与費	4. 介護予防福祉用具貸与費
介護予防福祉用具貸与費	1. 介護予防福祉用具貸与費	2. 介護予防福祉用具貸与費	3. 介護予防福祉用具貸与費	4. 介護予防福祉用具貸与費

施設内エネルギー費、施設内電気・ガス費、施設内水道費、施設内雑費の算定方法は、令和7年4月1日から適用する。
 施設内エネルギー費、施設内電気・ガス費、施設内水道費については、令和7年4月1日から適用する。
 施設内雑費については、令和7年4月1日から適用する。
 施設内雑費の算定方法については、令和7年4月1日から適用する。

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費() (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	(2)介護予防支援費() (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)						
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			看護員およびサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止措置実施加算	業務給付未定算	場所サービス利用時の調整(1日につき)	特別地域定住者の利用サービス加算	特別地域定住者小規模事業所加算	中山間地域等小規模事業所加算	中山間地域等小規模事業所加算	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算			
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	× 98 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	- 62 単位											
		要介護2 (9,720 単位)															- 111 単位
		要介護3 (16,140 単位)															- 184 単位
		要介護4 (20,417 単位)															- 233 単位
		要介護5 (24,692 単位)															- 281 単位
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)															- 91 単位
		要介護2 (12,413 単位)															- 141 単位
		要介護3 (18,948 単位)															- 216 単位
		要介護4 (23,359 単位)															- 266 単位
		要介護5 (28,298 単位)															- 322 単位
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費() (1月につき)																	
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費()	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 889 単位)																
	定期巡回サービス費 (1回につき 372 単位)																
	随時訪問サービス費() (1回につき 567 単位)																
	随時訪問サービス費() (1回につき 764 単位)																
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1日につき + 30 単位)																	
ホ 巡回時共同指導加算 一 体系定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (イ(2)を算定する場合のみ算定) (1回につき + 60 単位)																	
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 1,200 単位を加算)																
	(2) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 800 単位を加算)																
ト 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携加算() (1月につき + 100 単位)																
	(2) 生活機能向上連携加算() (1月につき + 200 単位)																
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算() (1月につき + 90 単位)															
		(二) 認知症専門ケア加算() (1月につき + 120 単位)															
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき + 3 単位)															
		(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき + 4 単位)															
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1回につき + 50 単位(1月に1回を限度))																	
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき + 750 単位)															
		(二) サービス提供体制強化加算() (1月につき + 640 単位)															
		(三) サービス提供体制強化加算() (1月につき + 350 単位)															
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22 単位)															
		(二) サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18 単位)															
		(三) サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6 単位)															
<p>特別地域定住者・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算(一)サービス提供体制強化加算(一)、介護職員処遇改善加算(一)については、支給調整後の対応分の算定項目。事業所同一建物利用者は1日以内の同一建物利用者6人以上にサービスを行う場合、も適用する場合、支給調整後の算定の単位数を乗入。</p> <p>業務給付未定算については令和4年4月1日より適用する。</p> <p>介護職員処遇改善加算(一)については、令和4年10月1日より適用する。</p>																	

【脚注】単位数算定記号の説明
 〇 算定可能
 △ 算定可能(一部条件あり)
 × 算定不可
 / 算定不可(一部条件あり)
 ※ 算定不可(一部条件あり)
 ※※ 算定不可(一部条件あり)
 ※※※ 算定不可(一部条件あり)
 ※※※※ 算定不可(一部条件あり)
 ※※※※※ 算定不可(一部条件あり)

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費() (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)						
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 245 / 100.0)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 224 / 100.0)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 182 / 100.0)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 145 / 100.0)							
	(一)介護職員等処遇改善加算() (1) (1月につき + 所定単位 × 221 / 100.0)							
	(二)介護職員等処遇改善加算() (2) (1月につき + 所定単位 × 208 / 100.0)							
	(三)介護職員等処遇改善加算() (3) (1月につき + 所定単位 × 200 / 100.0)							
	(四)介護職員等処遇改善加算() (4) (1月につき + 所定単位 × 187 / 100.0)							
	(五)介護職員等処遇改善加算() (5) (1月につき + 所定単位 × 184 / 100.0)							
	(六)介護職員等処遇改善加算() (6) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(七)介護職員等処遇改善加算() (7) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(八)介護職員等処遇改善加算() (8) (1月につき + 所定単位 × 158 / 100.0)							
	(九)介護職員等処遇改善加算() (9) (1月につき + 所定単位 × 142 / 100.0)							
	(十)介護職員等処遇改善加算() (10) (1月につき + 所定単位 × 139 / 100.0)							
(十一)介護職員等処遇改善加算() (11) (1月につき + 所定単位 × 121 / 100.0)								
(十二)介護職員等処遇改善加算() (12) (1月につき + 所定単位 × 118 / 100.0)								
(十三)介護職員等処遇改善加算() (13) (1月につき + 所定単位 × 100 / 100.0)								
(十四)介護職員等処遇改善加算() (14) (1月につき + 所定単位 × 76 / 100.0)								

「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

2-2 地域密着型通所介護費

基本部分	1 利用者の状況				2 介護計画				3 介護内容				4 介護時間				5 介護費				6 介護費の算定				7 介護費の算入				8 介護費の算出			
	利用者の状況 等記入事項	介護計画 の項目が 異なる場合	介護計画 の項目が 異なる場合	介護計画 の項目が 異なる場合	介護内容 の項目が 異なる場合	介護内容 の項目が 異なる場合	介護内容 の項目が 異なる場合	介護内容 の項目が 異なる場合	介護時間 の項目が 異なる場合	介護時間 の項目が 異なる場合	介護時間 の項目が 異なる場合	介護時間 の項目が 異なる場合	介護費 の項目が 異なる場合	介護費 の項目が 異なる場合	介護費 の項目が 異なる場合	介護費 の項目が 異なる場合	介護費の算定 の項目が 異なる場合	介護費の算定 の項目が 異なる場合	介護費の算定 の項目が 異なる場合	介護費の算定 の項目が 異なる場合	介護費の算入 の項目が 異なる場合	介護費の算入 の項目が 異なる場合	介護費の算入 の項目が 異なる場合	介護費の算入 の項目が 異なる場合	介護費の算出 の項目が 異なる場合	介護費の算出 の項目が 異なる場合	介護費の算出 の項目が 異なる場合	介護費の算出 の項目が 異なる場合				
1 1時間以上1.5時間未満	要介護1																															
	要介護2																															
	要介護3																															
	要介護4																															
	要介護1																															
	要介護2																															
	要介護3																															
	要介護4																															
	要介護1																															
	要介護2																															
	要介護3																															
	要介護4																															
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																
要介護4																																
要介護1																																
要介護2																																
要介護3																																

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	依頼者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2 (15,370 単位)								
		要介護3 (22,359 単位)								
		要介護4 (24,677 単位)								
		要介護5 (27,209 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,423 単位)								
		要介護2 (13,849 単位)								
		要介護3 (20,144 単位)								
		要介護4 (22,233 単位)								
		要介護5 (24,516 単位)								
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)									
	要介護2 (640 単位)									
	要介護3 (709 単位)									
	要介護4 (777 単位)									
	要介護5 (843 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ()	(1月につき 920単位を加算)								
	(2) 認知症加算 ()	(1月につき 890単位を加算)								
	(3) 認知症加算 ()	(1月につき 760単位を加算)								
	(4) 認知症加算 ()	(1月につき 460単位を加算)								
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(1日限を限度))								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)								
観護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 観護職員配置加算 ()	(1月につき 900単位を加算)								
	(2) 観護職員配置加算 ()	(1月につき 700単位を加算)								
	(3) 観護職員配置加算 ()	(1月につき 480単位を加算)								
チ 看取の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)								
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 1,200単位を加算)								
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 800単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +100単位)								
	(2) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +200単位)								
サ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(1月に1回を限度))								
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)								
	(2) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 10単位を加算)								
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 75単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 64単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 320単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 12単位を加算)								
サ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位数×121/100)								
	介護職員処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(五)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(六)	(1月につき +所定単位数×121/100)								
	介護職員処遇改善加算(七)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(八)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(九)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(十)	(1月につき +所定単位数×121/100)								
	介護職員処遇改善加算(十一)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(十二)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(十三)	(1月につき +所定単位数×121/100)								
	介護職員処遇改善加算(十四)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、及び介護職員処遇改善加算は、支給限度基準書の対象外の算定項目									

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準書の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用定員を超過する場合は算入しない	介護従事者の数が介護が必要な者に満たない場合は算入しない	身体拘束薬の使用が未実施の場合	高齢者虐待防止措置未実施の場合	業務継続計画の策定未実施の場合	ユニットで実施を行う職員の数に2人以上以上不足する場合	夜間支援体制加算(イ)	夜間支援体制加算(ロ)	認知症対応型急性対応加算	若年性認知症対応加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	785 単位	×7/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +20単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2	801 単位										
		要介護3	824 単位										
		要介護4	841 単位										
		要介護5	859 単位										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	753 単位	×7/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +20単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	
		要介護2	768 単位										
		要介護3	812 単位										
		要介護4	828 単位										
		要介護5	845 単位										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ)	要介護1	753 単位	×7/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +20単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	
		要介護2	768 単位										
		要介護3	812 単位										
		要介護4	828 単位										
		要介護5	845 単位										

注 入院時費用

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 看護の介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)
	(3) 死亡日前1日又は3日	(1日につき 680単位を加算)
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談 診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 104単位を加算)
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)

ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(イ)	(1日につき 67単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(ロ)	(1日につき 47単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(ハ)	(1日につき 37単位を加算)
	(4) 医療連携体制加算(ニ)	(1日につき 8単位を加算)

ヘ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)

ト 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算、利用者1人につき1回を限度)

チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(イ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(ロ)	(1日につき 4単位を加算)

リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(イ)	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 認知症チームケア推進加算(ロ)	(1月につき 120単位を加算)

ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算(ロ)	(1月につき 200単位を加算)

ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき +30単位を加算)

エ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

ウ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))

カ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

コ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(イ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(ロ)	(1月につき 5単位を加算)

ク 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)

シ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上推進体制加算(ロ)	(1月につき 10単位を加算)

ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)

ツ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(イ)	(1日につき 所定単位数×112/100)単位を加算
	(2) 介護職員処遇改善加算(ロ)	(1日につき 所定単位数×117/100)単位を加算
	(3) 介護職員処遇改善加算(ハ)	(1日につき 所定単位数×122/100)単位を加算
	(4) 介護職員処遇改善加算(ニ)	(1日につき 所定単位数×127/100)単位を加算
	(5) 介護職員処遇改善加算(ホ)	(1日につき 所定単位数×132/100)単位を加算
	(6) 介護職員処遇改善加算(ヘ)	(1日につき 所定単位数×137/100)単位を加算
	(7) 介護職員処遇改善加算(ト)	(1日につき 所定単位数×142/100)単位を加算
	(8) 介護職員処遇改善加算(チ)	(1日につき 所定単位数×147/100)単位を加算
	(9) 介護職員処遇改善加算(リ)	(1日につき 所定単位数×152/100)単位を加算
	(10) 介護職員処遇改善加算(ス)	(1日につき 所定単位数×157/100)単位を加算
	(11) 介護職員処遇改善加算(ル)	(1日につき 所定単位数×162/100)単位を加算
	(12) 介護職員処遇改善加算(エ)	(1日につき 所定単位数×167/100)単位を加算
	(13) 介護職員処遇改善加算(ウ)	(1日につき 所定単位数×172/100)単位を加算
	(14) 介護職員処遇改善加算(カ)	(1日につき 所定単位数×177/100)単位を加算
	(15) 介護職員処遇改善加算(ク)	(1日につき 所定単位数×182/100)単位を加算

注 介護職員処遇改善加算(イ)は、介護職員処遇改善加算(イ)の算定に準じて算定する。

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 身体拘束薬未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。
 介護職員処遇改善加算(イ)については、令和7年3月1日をもって算定する。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合又は	促進者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	サテライト体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の急性期等による退院後の対応確保が可能な場合の減算(1月につき)	特別の指示により特別に退院後の対応確保が可能な場合の減算(1月につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1(12,247単位) 要介護2(17,416単位) 要介護3(24,481単位) 要介護4(27,766単位) 要介護5(31,050単位)										-335単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位	-325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位	-335単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位	
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1(11,214単位) 要介護2(22,057単位) 要介護3(26,917単位) 要介護4(571単位) 要介護5(636単位) 要介護6(706単位) 要介護7(773単位) 要介護8(839単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位	-325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位	-335単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位 -325単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)															
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	30単位を加算													
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算()	(1月につき)	920単位を加算												
	(2) 認知症加算()	(1月につき)	810単位を加算												
	(3) 認知症加算()	(1月につき)	740単位を加算												
	(4) 認知症加算()	(1月につき)	460単位を加算												
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	200単位を加算(7日間を限度)													
ヘ 認知症対応利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	800単位を加算													
ト 栄養アシメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	60単位を加算													
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	200単位を加算(1月に2回を限度)													
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算()	(1回につき)	20単位を加算(6月に1回を限度)												
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算()	(1回につき)	5単位を加算(6月に1回を限度)												
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算()	(1回につき)	130単位(月2回を限度)												
	(2) 口腔機能向上加算()	(1回につき)	160単位(月2回を限度)												
ル 通所時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	600単位を加算													
レ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	740単位を加算													
フ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算()	(1月につき)	520単位を加算												
	(2) 特別管理加算()	(1月につき)	230単位を加算												
カ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	250単位を加算													
ク ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	2500単位を加算													
コ 遠隔地・診療補助加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	1500単位を加算													
シ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算()	(1月につき)	2,520単位を加算												
	(2) 看護体制強化加算()	(1月につき)	2,520単位を加算												
ジ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 訪問体制強化加算()	(1月につき)	600単位を加算												
	(2) 訪問体制強化加算()	(1月につき)	600単位を加算												
ク 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算()	(1月につき)	210単位を加算												
	(2) 総合マネジメント体制強化加算()	(1月につき)	800単位を加算												
ク 総合マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント加算()	(1月につき)	30単位を加算												
	(2) 総合マネジメント加算()	(1月につき)	130単位を加算												
チ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算()	(1月につき)	100単位を加算												
	(2) 排せつ支援加算()	(1月につき)	150単位を加算												
	(3) 排せつ支援加算()	(1月につき)	200単位を加算												
ツ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	400単位を加算													
ニ 生産性向上推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき)	100単位を加算												
	(2) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき)	100単位を加算												
ウ サービス提供体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) サービス提供体制強化加算()	(1月につき)	740単位を加算												
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1月につき)	640単位を加算												
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1月につき)	330単位を加算												
エ サービス提供体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) サービス提供体制強化加算()	(1月につき)	210単位を加算												
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1月につき)	110単位を加算												
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1月につき)	210単位を加算												
オ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(一)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(二)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(三)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(四)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(五)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(六)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(七)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(八)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(九)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十一)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十二)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十三)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十四)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十五)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十六)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十七)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十八)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(十九)	1月につき	1,120単位を加算												
	介護職員処遇改善加算(二十)	1月につき	1,120単位を加算												

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 主治医の指示に基づき、情報連携機能を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

注 乗車中は、イからラまでにより算定した単位数の2倍

特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する

業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び発生防止のための指針整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない

介護職員処遇改善加算については、令和7年1月1日から適用可能

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者が登録定員を超える場合又は、 役業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)							
	要支援2 (6,972 単位)								
ロ 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100
	要支援2 (6,281 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)							
		要支援2 (531 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算							
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))							
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)							
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算()	(1月につき 1,200単位を加算)							
	(2) 総合マネジメント体制強化加算()	(1月につき 800単位を加算)							
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき +100単位)							
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき +200単位)							
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))							
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)							
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 100単位を加算)							
	(2) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 10単位を加算)							
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 30単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 640単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 350単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 25単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 11単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 12単位を加算)						
ラ 介護職員等処遇改善加算	1) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位の119/100)							
	2) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位の116/100)							
	3) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位の118/100)							
	4) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位の116/100)							
	5) 介護職員等処遇改善加算(五)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	6) 介護職員等処遇改善加算(六)	(1月につき +所定単位の114/100)							
	7) 介護職員等処遇改善加算(七)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	8) 介護職員等処遇改善加算(八)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	9) 介護職員等処遇改善加算(九)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	10) 介護職員等処遇改善加算(十)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	11) 介護職員等処遇改善加算(十一)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	12) 介護職員等処遇改善加算(十二)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	13) 介護職員等処遇改善加算(十三)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	14) 介護職員等処遇改善加算(十四)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	15) 介護職員等処遇改善加算(十五)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	16) 介護職員等処遇改善加算(十六)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	17) 介護職員等処遇改善加算(十七)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	18) 介護職員等処遇改善加算(十八)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	19) 介護職員等処遇改善加算(十九)	(1月につき +所定単位の117/100)							
	20) 介護職員等処遇改善加算(二十)	(1月につき +所定単位の117/100)							

注：特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務時間 を超過する 場合	利用者の数が 利用定数を超 える場合	介護従業者の 員数が標準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2以上 とする場合	夜間支援体制 加算()	夜間支援体制 加算()	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (761 単位)				-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (749 単位)									1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-1/100	-3/100		1日につき +50単位		1日につき +200単位 (1日限を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (777 単位)				-1/100			1日につき -50単位	1日につき +25単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)													
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)													
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))													
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 2単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)											
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 120単位を加算)											
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 200単位を加算)											
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を加算)											
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)											
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(5月に1回を限度))											
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)											
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 5単位を加算)											
カ 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)											
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 18単位を加算)											
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)											
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×186/1000)	注 所定単位数は、イからラまでに算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×178/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×155/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×125/1000)											
	(一) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位数×163/1000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位数×156/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位数×155/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位数×148/1000)											
	(五) 介護職員等処遇改善加算(五)	(1月につき +所定単位数×133/1000)											
	(六) 介護職員等処遇改善加算(六)	(1月につき +所定単位数×125/1000)											
	(七) 介護職員等処遇改善加算(七)	(1月につき +所定単位数×120/1000)											
	(八) 介護職員等処遇改善加算(八)	(1月につき +所定単位数×132/1000)											
	(九) 介護職員等処遇改善加算(九)	(1月につき +所定単位数×112/1000)											
	(十) 介護職員等処遇改善加算(十)	(1月につき +所定単位数×97/1000)											
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(十一)	(1月につき +所定単位数×102/1000)											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(十二)	(1月につき +所定単位数×89/1000)											
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(十三)	(1月につき +所定単位数×89/1000)											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(十四)	(1月につき +所定単位数×66/1000)											

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可。